

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第160号

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則

京都市南部区画整理事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次長」の右に「，担当課長」を加える。

第3条第3項中「担当課長補佐」を「担当課長，担当課長補佐」に改める。

第6条中「建設局長は」の右に「，担当課長」を加える。

附 則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)